

当麻町 AI オンデマンド交通システム実証事業に係る公募型プロポーザルの質疑と回答

当麻町 AI オンデマンド交通システム実証事業に係る公募型プロポーザル実施要領第 6 に対する質疑があり、回答は次のとおりです。

更新日：令和 7 年 4 月 1 7 日

	質問事項	回答
No. 1	参加申込書 受注実績調書について 「参加申込書の提出日現在も稼働中である。」と要領に記載がございましたが、「提出日現在も稼働中」の認識についてご教示をいただきたく存じます。 「共創モデル実証プロジェクト委託業務」等、過去に完了した案件は記載不可になりますでしょうか。ご確認よろしく願いいたします。	様式 3 の受注実績調書の記載要領 1 についてのご質問の事項については、実証事業のみでその後本運行に至っていないものについても、記載可能です。 この場合、稼働中のものと区別がつくよう備考欄に「実証運行のみ」とご記載ください
No.2	仕様書 2.3 システム化の対象範囲について 「(6) 当麻町電子地域通貨による運賃支払を考慮した運行・運用が行える」と記載がありますが、乗客の支払い方法の種別がシステム側で把握できるという意味でしょうか？	お見込みのとおりでございます。

No.3	仕様書 2.3 システム化の対象範囲について 「(7) 道路の通行止め情報等の運行不可道路を登録し、通行止め区間の迂回時間を踏まえた運行ができること（橋梁架け替えのため令和7年8月より4年間通行止めの区間あり）」と記載がありますが、橋梁架け替え意外にも随時運行止めの情報をシステムに反映する必要があるという理解で良いでしょうか？	お見込みのとおりでございます。 また、少なくとも今年度より長期間通行止めとなる橋梁架け替えに係る通行止めについては、対応していただきたく存じます。
No.4	様式 6-1(要件・機能確認表)について 様式 6-1(要件・機能確認表)について、モデル仕様書の機能はどこまで満たす必要がありますか？ 「必須機能」まででしょうか？「場合によって必須となる機能」まででしょうか？	「必須機能」までとなります。 対応していない場合でも、それに代わるものがあれば回答欄にご記載ください。
No.5	仕様書 7 研修について 「システム利用者である町職員・従業員、及びシステム管理者向けの研修を実施すること」と記載がありますが、研修は町職員・従業員、及びシステム管理者全員を対象とするのでしょうか？それとも「町職員」「従業員」「システム管理者」に分かれて各対象者に向けて開催するのでしょうか？現在想定している開催回数があれば教示いただきたいです。	研修については、現時点では町職員（システム管理・電話オペレーター）、従業員（運行管理委託先ドライバー及び管理者）を想定しており、回数は未定ですが、日程が合えば1日で開催も想定しています。

No.6	仕様書 4 ページ、3.3 費用の考え方 (3) その他個別に適用する料金 ・こちらの項目について以下確認させてください。 ①契約更新する場合の契約条件→こちらはどのような内容を記載するのが宜しいでしょうか。 ②利用可能な有償オプションがある場合の契約条件→こちらはどのような機能があるかのみの記載で宜しいでしょうか、或いは費用含めでの記載が必要でしょうか。費用記載する場合、見積価格評価対象に含まれるでしょうか。 ③ドライバー向け配置タブレット及び周辺機器→こちらの費用は見積価格評価対象になりますでしょうか。 ④コールセンター業務に必要な費用→こちらは町の方で運営されると理解して宜しいでしょうか。その場合、システム側で何か関連費用が発生すれば記載、と理解しましたが、合ってますでしょうか。	①システム利用に係る月額料金といった必要な費用や、別途協議が必要でございましたらその内容をご記載ください。 ②費用を含めてご記載ください。また、見積価格には含めず、見積書と一緒に記載する場合は、別枠するなどにしてオプションであることがわかるようにご記載ください。 ③タブレット端末及び周辺機器の費用は見積価格の評価対象となりますので、購入・リース代金を見積価格に含めてください。 ④お見込みのとおりでございます。パソコン、専用電話回線は町で用意いたしますので、それ以外でシステムを扱う際に必要となる費用があればご記載ください。
------	---	---

No.7	仕様書 2 ページ 2 基本事項 2.3 システム化の対象範囲 (6)当麻町電子地域通貨 「当麻町電子地域通貨による運賃支払を考慮した運行・運用が行えること。」の内容ですが、具体的な仕様はございますか。 例えばですが、 ・車内に スマホのみ対応（読み取り専用）のQRを設置対応。 ・QRをiPadに読み込ませて支払いに対応。その場合、端末の手配について。 仕様についてご教示お願い致します。	電子地域通貨による運賃支払は、車内に専用端末（android）及びQRコードリーダーを設置し、QRコードを読み込んでの決済を予定しています。専用端末については、町で別途手配する予定です。 電子地域通貨と配車システムとの連携は難しい部分があると認識しております。 毎日の運行後に運賃合計額に対する現金有高の確認を行う必要があり、運賃支払方法の種別を把握したいと考えております。システム側で支払方法の種別がわかる（現金・地域通貨等）仕組みのご提案をお願いいたします。
No.8	仕様書 2 ページ 2 基本事項 2.3 システム化の対象範囲 (7)道路の通行止め情報等の運行不可道路を登録 「道路の通行止め情報等の運行不可道路を登録し、通行止め区間の迂回時間を踏まえた運行ができること（橋梁架け替えのため令和7年8月より4年間通行止めの区間あり）」についてですが、当システムでの対応は、ルート案内は表示されますが、走るルートはドライバー判断になっています。ルートを閉鎖せずに、通行止め区間を迂回しても運行に遅延がでない制御ができれば問題ないでしょうか。 このような対応でもよろしいでしょうか。	通行止めについては、システム側の操作等で迂回・時間計算した運行ができることを望んでおります。 少なくとも今年度より長期間通行止めとなる橋梁架け替えに係る通行止めについては、対応していただくたく存じます。

